

20

認定通関業者

重要度



次の記述は、認定通関業者に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 通関業務その他の輸出及び輸入に関する業務を適正かつ確実に遂行することができるものと認められる通関業者については、税関長は、当該通関業者からの申請によることなく、認定通関業者として認定することができる。
- 2 通関業の許可を受けて3年を経過している者は、輸出及び輸入に関する業務について法令遵守規則を定めていれば、認定通関業者の認定を受けることができる。
- 3 関税法第79条の2（規則等に関する改善措置）の規定による税関長の求めに応じなかったため認定通関業者の認定を取り消された通関業者であっても、法令遵守規則を整備することにより、直ちに認定通関業者の認定を受けることができる。
- 4 税関長は、関税法第79条の4第1項（認定の取消し）の規定により認定通関業者の認定を取り消した場合には、その旨及びその理由を記載した書面によりその認定を受けていた者に通知しなければならない。
- 5 貨物の輸出に係る通関手続の委託を受けた認定通関業者は、当該貨物に係る輸出申告を行う際に、税関長に対し、関税法第67条の2第1項（輸出申告又は輸入申告の時期）の規定の適用を受けないことを希望する旨の申出をすることができる。

(平成20年度第27問)

日付・正解 チェック	/		/		/	
---------------	---	--	---	--	---	--

- 1 誤 通関業者からの申請により、税関長は一定の通関業者を認定通関業者として認定する（関税法 79 条 1 項）。よって、本肢は誤り。
- 2 誤 認定通関業者の認定を受けようとする者は、通関業の許可を受けて 3 年を経過しているだけでなく、業法 5 条 1 号、2 号または 4 号に掲げる許可基準に適合している者であること、業法 6 条 1 号、3 号から 5 号までまたは 8 号のいずれかに該当しない者であること等を満たす必要がある（関税法 79 条 3 項）。よって、本肢は誤り。
- 3 誤 認定通関業者の認定を取り消されてから 3 年を経過していなければ、再度認定を受けることはできない（関税法 79 条 3 項 1 号イ）。よって、本肢は誤り。
- 4 正 税関長は、認定通関業者の認定を取り消した場合には、その旨およびその理由を記載した書面によりその認定を受けていた者に通知しなければならない（関税法施行令 69 条の 2）。よって、本肢は正しく、本問の正解肢となる。
- 5 誤 貨物の輸出に係る通関手続を認定通関業者に委託した者が、その輸出申告をする場合において、税関長に対し、関税法 67 条の 2 第 1 項の輸出申告の時期の規定の適用を受けないことを希望する旨の申出をすることができる（関税法 67 条の 3 第 1 項）。よって、本肢は誤り。

2

課税価格の原則的決定方法



次の記述は、関税定率法第4条に規定する課税価格の決定の原則に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 課税価格となる取引価格とは、買手により売手に対し又は売手のために輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格をいう。
- 2 輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される買付手数料は、課税価格に算入されない。
- 3 輸入貨物に組み込まれている部分品であって、買手により売手に対して無償で提供されたものに要する費用は、当該部分品が本邦において生産されたものである場合には、課税価格に算入されない。
- 4 輸入貨物の生産のために必要とされた技術であって、買手により売手に対して無償で提供されたものに要する費用は、当該技術の開発者が日本国籍を有する場合には、課税価格に算入されない。
- 5 輸入貨物の売手と買手との間に特殊関係がある場合においても、当該特殊関係のあることが当該輸入貨物の取引価格に影響を与えていると認められないときは、当該特殊関係があることは、関税定率法第4条第1項の規定により課税価格を決定することはできないとする事情に該当しない。

(平成20年度第11問)

日付・正解 チェック	/		/		/	
---------------	---	--	---	--	---	--

- 1 誤 課税価格となる取引価格とは、買手により売手に対しまたは売手のために輸入貨物につき現実に支払われたまたは支払われるべき価格に、その含まれていない限度において運賃等の額を加えた価格をいう(定率法4条1項)。よって、本肢は誤り。
- 2 正 輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される買付手数料は、課税価格に算入されない(定率法4条1項2号イ)。よって、本肢は正しい。
- 3 誤 輸入貨物に組み込まれている部分品であって、買手により売手に対して無償で提供されたものに要する費用は、当該部分品が本邦において生産されたものであっても、課税価格に算入される(定率法4条1項3号イ)。よって、本肢は誤り。
- 4 誤 輸入貨物の生産のために必要とされた技術であって、買手により売手に対して無償で提供されたものに要する費用は、開発者が日本国籍を有する場合であっても、本邦で開発されたものを除き、課税価格に算入する(定率法4条1項3号ニ、施行令1条の5第2項)。よって、本肢は誤り。
- 5 正 輸入貨物の売手と買手との間に特殊関係がある場合においても、当該特殊関係が当該輸入取引の取引価格に影響を与えていると認められないときは、当該特殊関係があることをもって、課税価格を決定することができないとする事由に該当しない(定率法4条2項4号)。よって、本肢は正しい。

以上より、正しいものは、2、5であり、これが本問の正解肢となる。